

## 下松市ものづくりアーカイブズ作成業務委託仕様書

### 1 委託事業名

下松市ものづくりアーカイブズ作成業務

### 2 目的

本市における大正時代から続く工場地域の成り立ちの歴史をまとめ、インターネット動画等で広くPRすることで、「ものづくりのまち下松」の将来を担う人材の育成や学生の地元ものづくり企業への就職促進等、人材の集積につなげるとともに、学習素材や観光素材としても活用することで、本市産業のさらなる振興を図る。

### 3 実施期間

契約締結の日の翌日から令和5年2月28日まで

### 4 業務内容

#### (1) 企画・構成

下松市の基幹産業である製造業の歴史とその変遷を映像、画像、アニメーション、図表、ナレーション等を用いて紹介すること。

動画は、次の構成・イメージを参考に項目ごとに短編（5分程度）を6本程度作成し、短編ごとに活用できるようにするとともに、短編を繋げて視聴した場合においても全体としての流れを損なわないよう工夫し作成すること。ただし、受託者において、より良い企画・構成の提案がある場合は、市と協議し、市の承諾を得た上で、変更を認めるものとする。

#### 【構成・イメージ】大正～昭和（終戦まで）編（30分程度）

- ①塩田のまち下松
- ②下松大工業都市建設計画
- ③計画の変更と中止
- ④工場の進出
- ⑤戦時下の産業
- ⑥風景（土地）の移り変わり

ア 受託者は、契約締結後、上記構成を参考に、構成案及びシナリオ案を作成し、提出すること。その上で市の了承を得ること。また、構成案確定後、速やかに事業計画書及び全体スケジュール案を作成し、市の了承を得ること。

イ 動画のシナリオについては、市の示す構成・イメージに基づき、受託者が作成すること。

ウ 若い世代の視聴者の関心を惹くよう工夫すること。

(2) 動画の視聴対象者

小学生高学年から大学生

(3) 撮影・編集

- ①作成した動画は、市ホームページのほかY o u t u b e等での配信、市が実施する産業・観光等における各種イベント、学校教育機関などでの上映を想定しているため、これを考慮して作成すること。
- ②当該動画作成に必要な企画、タイトル、台本（絵コンテ含む）、演出、出演者との調整、取材、撮影、映像素材の収集と利用の承諾、編集等、映像の作成に係る作業の一切を委託事業者において行うこと。  
※市が保有する画像データ及び市のマスコットキャラクター「くだまる」は提供可能
- ③映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加を行うこと。また、バリアフリー対応とするため、無音又は無音に近い状況での視聴にも耐えうるよう字幕・テロップを挿入すること。
- ④人物を撮影する場合は、必要な肖像権の手続きを行うこと。
- ⑤BGM等用の音楽素材の使用については、基本的にオリジナル又はフリー素材を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権の許諾が必要な場合は、手続きを行うこと。
- ⑥定期的に、又は必要に応じて、市に映像データを提出し、映像の試写を行うこと。試写後、市と修正箇所を確認の上、必要な修正を行うこと。
- ⑦画各は16：9、画像はフルHD以上、ファイル形式はm p 4とする。
- ⑧映像名義は、「企画・著作：下松市」、「制作：委託事業者」とすること。

5 成果品

(1) DVDディスク 20 枚

- ア DVDプレイヤー及びパソコン等で再生可能な動画データとし、ジャケットカバー及びケースを付けること。
- イ DVDの盤面は映像の内容が分かるようなデザインとすること。

(2) データメディア1枚（DVD-R等）

- ア ファイル形式は、Y o u t u b e等での再生、DVDプレイヤー及びパソコン等で再生可能な動画データであること。
- イ 複製可能なデータ形式とする（ファイル形式は市と別途協議すること）。

(3) 納品場所・期限

場所：下松市経済部産業振興課  
期限：令和5年2月28日（火）

6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、市と十分協議の上、実施すること。

- (2) 本市職員と綿密な打ち合わせを随時行える体制を整備すること。
- (3) 受託者及び業務従事者は、委託業務に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後も同様とする。
- (4) 委託内容に係る全ての経費は、受託者が負担すること。また、仕様書に明記がないものであっても、原則として受託者が負担すること。
- (5) 成果品について、第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (6) 納品された成果品、委託業務に関する著作権は全て市に帰属する。また、成果品の再編集・複製等の二次利用を行うことができるものとする。
- (7) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、市と協議すること。